

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年10月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200306号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200083号

第1 結論

請求者のA社における平成8年10月1日から平成11年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から20万円、同年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から19万円、同年10月から平成11年8月までの標準報酬月額については9万2,000円から20万円とする。

平成8年10月から平成11年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月1日から平成11年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額された記録となっている。給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係るオンライン記録によると、標準報酬月額は、定時決定により、当初、平成8年10月から平成9年9月までは20万円、同年10月から平成10年9月までは19万円、同年10月から平成11年9月までは20万円と記録されていたところ、平成10年10月12日付けで、平成8年10月、平成9年10月及び平成10年10月のそれぞれの定時決定の記録を取り消し、平成8年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられ、平成11年9月1日の資格喪失まで継続していることが確認できる。

また、請求者と同様に、平成10年10月12日付けで、A社において被保険者であった15人の標準報酬月額が遡って減額処理されていることがオンライン記録により確認できる上、当時の社会保険事務担当者は、同社は社会保険料を滞納していたと回答している。

さらに、A社の元事業主は、社会保険事務所(当時)と相談の上、従業員の標準報酬月額を引き下げる届出を行ったことを認めている。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成

10年10月12日付けで行われた減額処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成8年10月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年10月から平成9年9月までは20万円、同年10月から平成10年9月までは19万円、同年10月から平成11年8月までは20万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200299 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200082 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 10 年 5 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日まで

B 社に勤務し、A 社で厚生年金保険に加入した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の加入記録がなく、請求期間②の標準報酬月額の記録が、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている可能性があるため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A 社で人事を担当していた者は、B 社で勤務する社員は全員が A 社で厚生年金保険に加入したと回答しているところ、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、雇用保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の請求期間当時の事業主 (以下「事業主」という。) は、資料がないため、請求者の請求期間①における勤務状況について確認できないと回答している。

さらに、事業主への照会に対する回答書に「責任者」として氏名を記載している者によると、A 社は B 社の不動産の管理と人の管理を行っていた旨、また、B 社の代表者は事業主の親族 (母) であったが、高齢のため回答できない旨陳述している。

加えて、請求者が姓を記憶している同僚のうち住所が判明した者及び請求期間①に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 (計 50 人) に照会を行い、13 人から回答を得たが、請求期間①より後に入社した一人を除いて、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間①に係る具体的な勤務状況を推認することができない。

また、請求者から提出された平成 11 年度（平成 10 年分）市民税・県民税特別徴収税額変更通知書に記載されている社会保険料は、請求者の平成 10 年 5 月 1 日以後のオンライン記録に基づいて算出した社会保険料と概ね一致しており、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認できない。

さらに、請求者と同日の平成 10 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうちの一人は、同年 4 月に 3 日間くらい勤務した旨陳述しており、雇用保険の被保険者資格は同年 4 月 26 日に取得していることが確認できるところ、同人から提出された B 社に係る給与支給明細書によると、同年 4 月については給与のみ支給され、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された B 社に係る給与明細書（平成 11 年 11 月度、同年 12 月度、平成 12 年 2 月度、同年 3 月度及び同年 12 月度）によると、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、A 社の賃金台帳等の資料を保有していないと回答している上、請求者から提出された平成 13 年度（平成 12 年分）市民税・県民税特別徴収税額変更通知書に記載されている社会保険料は、請求者のオンライン記録に基づいて算出した社会保険料より少ない額であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。